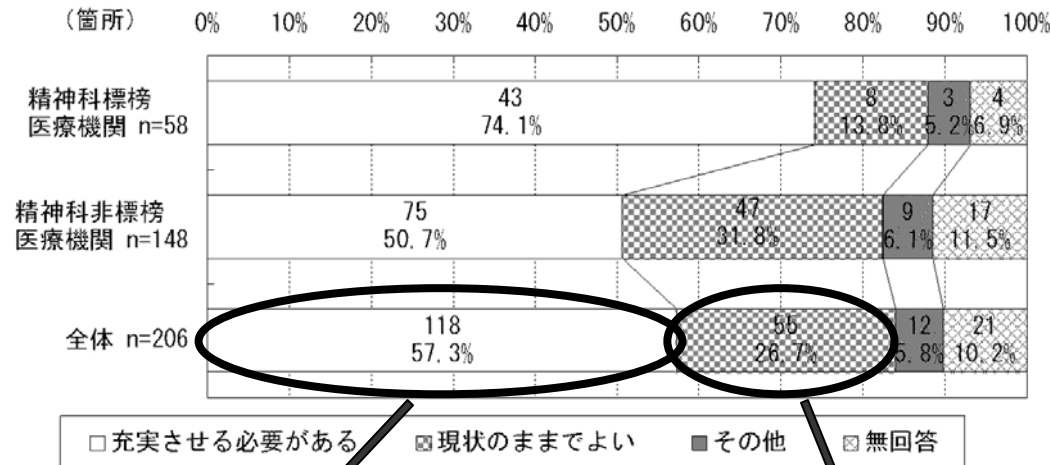
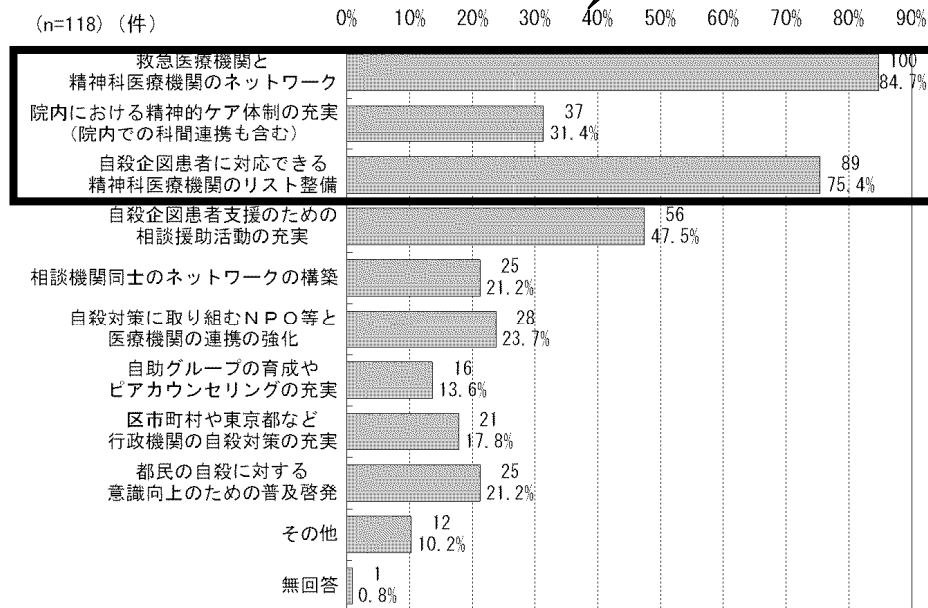


自殺企図患者への精神的ケア体制充実の必要性

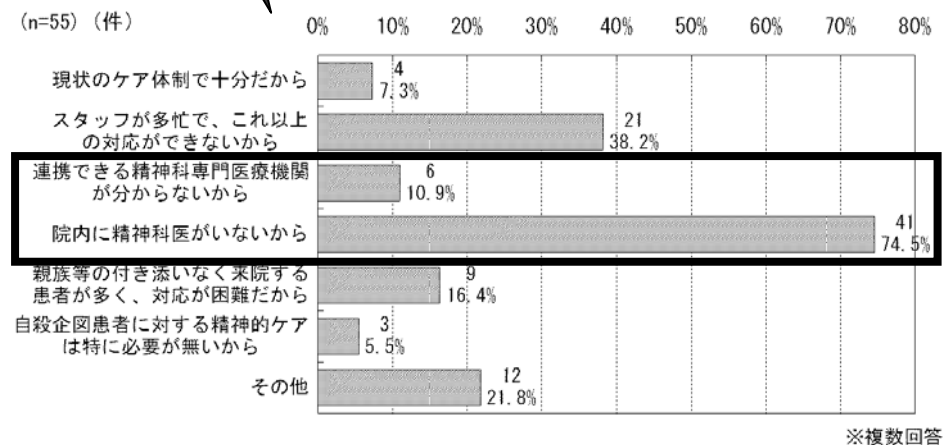


調査対象:
東京都下の救急告示
医療機関 338箇所
回収数 206箇所
回収率 60.9%

そのために必要と考えること



現状のままでよい理由



一般救急と精神科との連携が求められている

※複数回答

※複数回答

救急搬送における医療機関の受入状況等詳細調査結果

○調査対象:

平成20年12月16日(火) 8:30~22日(月)8:29 に東京消防庁管内で救急搬送した全事案(転院搬送除く)
計9,414件

図1. 医療機関に受入の照会を行った回数:

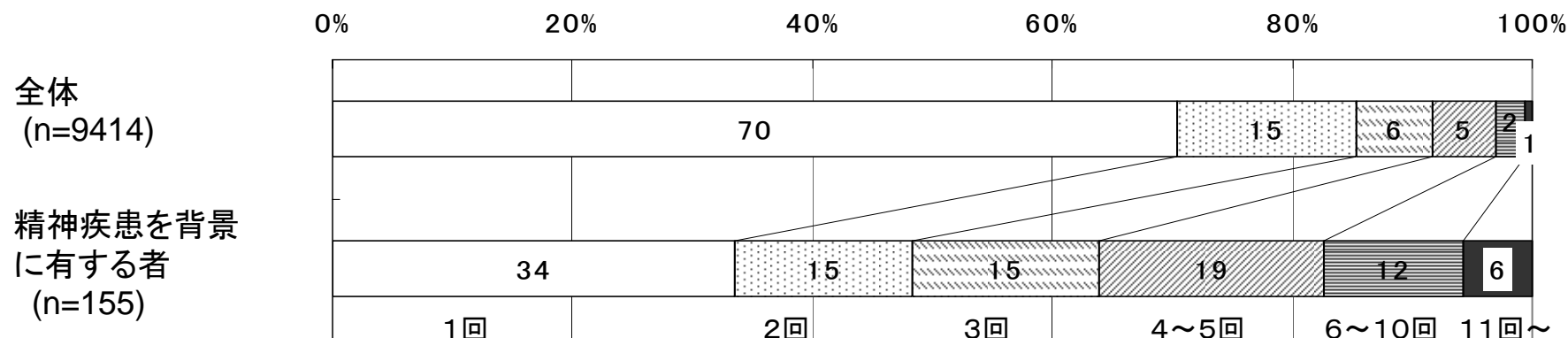
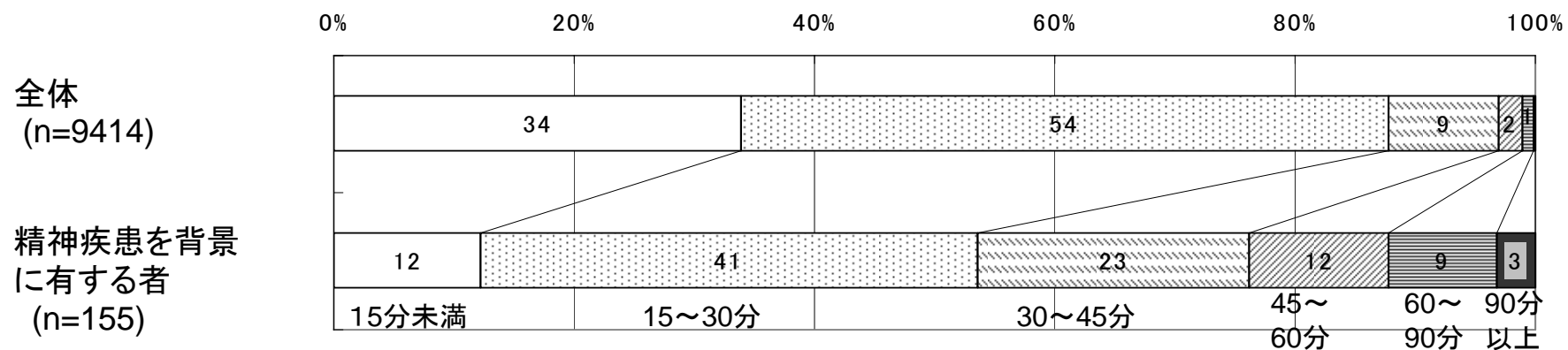


図2. 現場滞在時間



消防審議会答申の概要 (平成21年2月9日)

消防機関と医療機関の連携のあり方について

《背景》

- ・ 救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を円滑に実施することが、重要な課題となっていること。
- ・ 救急搬送において受入医療機関の選定が困難である事案(選定困難事案)が社会問題化していること。

円滑な救急搬送・受入体制を構築することは、国民の安心・安全に関わる問題であり、消防と医療の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくしていくことが喫緊の課題

対策1 救急搬送・受入れに関するルールの策定

- 救急搬送・受入れを円滑に実施するために、救急搬送・受入れに関するルールを都道府県が調整し策定すること。
- 救急搬送・受入れルールとして、以下のものが考えられること。
 - ① 傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト
 - ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
 - ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
 - ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するためのルール

対策2 救急搬送・受入れに関する組織の設置

- 搬送を行う消防機関と受入れを行う医療機関の連携し、協議を行うための組織を設置すること。
- この組織は、消防機関、医療機関の他、行政関係者や関係団体等が参加することとし、救急搬送・受入れの実施に関するルール作りのための協議や、救急業務に関する調査や検証などの連絡調整を行う役割を担うこと。

※ メディカルコントロール協議会等の、既存の協議会等がある場合には、その活用を図ることがより効率的で実効性が高いと考えられる。